

第 10 回 I R 推進会議 議事概要

1. 日 時

2019 年 2 月 12 日 (火) 9:15~10:14

2. 場 所

大阪府庁本館 2 階 第 1 委員会室

3. 出席者

《委員》 (敬称略)

(座長)	溝畠 宏	公益財団法人大阪観光局 理事長
井上 幸紀	大阪市立大学大学院医学研究科 教授	
樋口 真人	弁護士	
関 総一郎	公益社団法人関西経済連合会専務理事	
廣瀬 茂夫	一般社団法人関西経済同友会常任幹事・事務局長	
宮城 勉	大阪商工会議所専務理事	

※ 欠席

谷岡 一郎	学校法人谷岡学園 理事長・大阪商業大学 学長
加賀 有津子	大阪大学大学院工学研究科 教授

《大阪府・大阪市》

坂本 篤則	大阪府・大阪市 I R 推進局長
-------	------------------

4. 配付資料

資料 1	大阪 I R 基本構想 (案) 概要版
資料 2	大阪 I R 基本構想 (案) 本体
参考資料 1	第 9 回 I R 推進会議 概要

『議事概要』

開会

○那須参事 本日は朝の早い時間からお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第10回 I R 推進会議を開会いたします。

私は、司会進行を担当させていただきます大阪府・大阪市 I R 推進局企画課参事の那須でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、谷岡委員、加賀委員がご欠席となっております。

本日は、お手元に資料1と資料2、それと参考資料1の3種類を用意しております。資料の最後にございます参考資料1につきましては、第9回 I R 推進会議の概要を事務局で整理したものでございますので、また後ほどご参照ください。

それでは、早速ですが議事に入りたいと存じます。以降の進行は溝畠座長にお願いいたします。

○溝畠座長 議事運営に入る前に、大阪の活性化に大変ご貢献をいただきました堺屋太一さんが亡くなられました。実は私も12月にお会いした時に、万博が決まって、I R・万博への熱い思いを語っておられました。本当に残念であるとともに、太一さんの熱い思いを我々が胸に受けとめて、これからも大阪の活性化に向けて頑張っていかなければと思っております。

皆さま、堺屋太一さんに、勝手でございますが、まず哀悼の意を表して黙禱をお願いします。それでは、黙禱。

(黙禱)

ありがとうございました。勝手にすみません。I R・万博について、本当に熱く語っておられましたので、そのことがすごくしみじみ胸にありました。

それでは、早速議事に入らせていただきます。資料1の大阪 I R 基本構想（案）につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○那須参事 それでは、大阪 I R 基本構想（案）につきましてご説明をいたします。

これまでの I R 推進会議での議論をはじめ、I R 整備法や国の動向などを踏まえ、今回、大阪府市として大阪 I R 基本構想（案）を取りまとめたところでございます。本日は時間も限られておりますので、資料1の概要版と資料2の本体、これら両方を組み合わせながらご説明をさせていただきたいと考えております。

まず、資料1の概要版をご覧いただきたいと思います。左上の大阪の現状と取り組みの方

向性でございますが、ここではＩＲに取り組む意義について整理をしております。大阪の現状・課題といったしましては、人口減少・高齢化社会が進む中、労働・需要力の減少による経済縮小への懸念があり、今後、市場拡大など将来性が見込まれる成長産業へ注力する必要があります。その方向としては、大きなニーズと将来性があり、経済効果の大きい観光分野を基幹産業としていく必要があると考えております。一方、大阪・関西には、その左下にございますように、豊富な観光資源や幅広い分野の産業クラスターの集積、充実した交通インフラを活用したハブ機能など、高いポテンシャルを有しております。こうしたポテンシャルを最大限に活用して新たな観光資源を創出するため、大阪夢洲に民設民営のプロジェクトであるＩＲを核とした国際観光拠点を形成したいと考えたところでございます。

次に、その下の大坂ＩＲのめざす姿でございますが、こちらにつきましては資料2の本編で少し詳しくご説明をさせていただきたいと思います。

資料2、本編の17ページをご覧ください。2番の大坂ＩＲのめざす姿では、まず基本コンセプトといったしまして、中間骨子でも掲げておりました世界最高水準の成長型ＩＲ、3つの成長の方向性を本構想（案）でも掲げ、こうした考え方のもと具体的な取り組みを進めることとしております。

次に、18ページをご覧ください。ＩＲ整備法の内容や中核施設の要件などを踏まえ、大阪ＩＲにおいて想定される事業モデルを設定したところでございます。まず、敷地面積につきましては約60ha、投資規模については9,300億円、施設規模については総延床面積を100万m²と想定しております。次に、大阪ＩＲへの年間来場者数については1,500万人を想定しておりますが、来場者のうち一定数の方々はＩＲ内の複数の施設を利用されると想定し、各施設の年間延利用者数としては2,480万人、そのうちノンゲーミング施設は1,890万人、ゲーミング施設は590万人と想定しております。次に、年間売上につきましては4,800億円、そのうちノンゲーミングは1,000億円、ゲーミングは3,800億円と想定しております。次に、その下でございますが、大阪ＩＲとしては行政・地域・ＩＲ事業者による協議体の設置や、施設・サービスの魅力向上に向けた継続的な投資による好循環を実現することにより、大阪・関西の持続的な成長につなげていきたいと考えております。

次に、19ページをご覧ください。ここからはＩＲ整備法で規定されております中核施設について、国の考え方をはじめ、大阪ＩＲの基本コンセプトや3つの成長の方向性のもと、大阪ＩＲが有すべき機能・施設を整理しております。

次に、20ページの上段のタイトルをご覧ください。まず、国際会議場施設及び展示等施

設では、世界水準のオールインワンMICE拠点の形成をめざすこととしております。そのため、まずはMICE誘致に必要な各種施設を一体的に整備することにより、世界水準の競争力を備えたオールインワンMICE拠点の整備を想定しております。

次に、21ページをご覧ください。ここでは世界水準の規模と質を兼ね備えた日本最大の複合MICE施設の整備を想定しております。大阪IRに求めるMICE施設としては、最大会議室収容人数が6,000人以上、1万2,000人規模の会議に対応できる国際会議場に加え、10万m²以上の展示面積を有する展示等施設を一体的に配置することとしております。その際には、利用者目線の空間構成やフレキシブルなレイアウトなど、多様な需要に対応できる機能を備えた質の高いものを求めていきたいと考えております。

次に、22ページでは、ソフト面での取り組みとして、事業者と府・市・経済界・大阪観光局等が一体となってオール大阪でのMICE推進、誘致体制の強化を図っていきたいと考えております。

次に、23ページの上段のタイトルをご覧ください。観光の魅力増進施設では、魅力の創造・発信拠点の形成をめざすこととしております。そのため、まずは大阪・関西・日本が育んできた伝統・文化・芸術などのコンテンツに気軽に触れられる施設を整備し、大阪・関西・日本が誇る魅力を効果的な手法で発信することとしております。なお、前回の推進会議でご意見をいただきました食についても、その1つの例としてここに記載をしております。

次に、24ページでは、優れたポテンシャルを持つコンテンツを発掘し、よりクリエイティブの高いものへとプロデュースすることで、世界から評価される新たなコンテンツを創造するなど、大阪IR発、大阪・関西・日本のコンテンツの発展・創造をめざすこととしております。なお、前回の推進会議での、何か新しいものを生み出し、それを前面に押し出すべきといったご意見も踏まえまして、既存コンテンツの融合・応用などにより、これまでにない大阪独自のコンテンツを創造するといった視点も記載しているところでございます。

次に、25ページの上段のタイトルをご覧ください。送客施設では、日本観光のゲートウェイの形成をめざしてまいります。そのため、大阪・関西・西日本をはじめ、日本各地との連携を図りながら、各地の様々な観光情報の提供や来訪者の要望にかなった旅行の手配などを行う機能を構築し、IRから日本各地に観光客を送り出すことを想定しております。なお、前回、前々回の推進会議でご意見いただきましたDMO等の活用連携や送客のための交通インフラ、こういった視点につきましても方向性や機能の例として記載しているところでございます。

次に、26ページでは、具体的な送り出しの手法といたしまして、周辺の地域と連携してウェルネスやフード、スポーツなど大阪・関西の強みを生かしたニューツーリズムを創出することにより、大阪を拠点とする広域観光を促進していきたいと考えております。なお、前々回の推進会議でご意見をいただきました健康を目的としたインバウンドを呼び込む仕掛けづくりといった視点につきましても、その要素をここに記載したところでございます。

次に、27ページの上段のタイトルをご覧ください。宿泊施設では、利用者需要の高度化・多様化に対応した宿泊施設の整備をめざすこととしております。そのため、宿泊施設全体が世界中からの来訪者を引きつけ、宿泊需要を創出するような世界水準の規模と質を有する宿泊施設の整備を想定しております。大阪ＩＲにおける宿泊施設の規模といたしましては、大阪ＩＲ全体の来場者数等を踏まえ3,000室以上の客室数を整備するとともに、諸外国のＩＲや世界的なブランドの宿泊施設に匹敵するゆとりある客室面積を確保することを想定しております。

次に、28ページでは、ビジネス客やファミリー層、富裕層などからの多様な宿泊ニーズに対応できる施設サービスの提供について記載をしております。

次に、29ページの上段タイトルをご覧いただきたいと思います。来訪及び滞在寄与施設では、オンリーワンのエンターテイメント拠点、リゾート空間の創出をめざすこととしております。そのためには、ビジネス客からファミリー層まであらゆる人が楽しめ、大阪ＩＲの象徴となるような世界に類を見ないエンターテインメントなど、夢洲でしか体験できないエンターテインメントを提供することとし、国内外から多くの来訪者を呼び込みたいと考えております。

次に、30ページでは、夢洲ならではの特性を生かし、あらゆる人にとって快適に長期滞在を楽しめる都市型のリゾート空間や上質な施設、サービスを提供することとしております。なお、前回の推進会議でご意見をいただきましたＩＲ内での情報サービスや移動手段といった視点につきましても、空間的・時間的なつなぎというキーワードでその要素を含んでいるところでございます。

次に、31ページでは、ＩＲ全体として来訪者の印象に強く残る斬新なデザインの建築物など、大阪の新たなランドマークとなるインパクトのある空間が形成されることを想定しております。

次に、32ページでは、大阪ＩＲの魅力を高める取り組みといたしまして、ＩｏＴ・ＡＩなどの最先端技術の活用により、快適で利便性の高い空間、質の高いサービスを提供するス

マートなまちづくりの実現について記載しております。

次に、33ページをご覧ください。ここでは、大学等の教育機関がＩＲを実習先で活用するなど、ＩＲ事業者と教育機関が相互に連携することなどにより、次世代を担うグローバルな人材育成が図られることを想定しております。

次に、34ページでは、安心して滞在できるまちの実現といたしまして、夢洲における消防署の設置をはじめ、ＩＲ事業者や関係機関と連携しながらソフト対策やハード対策に取り組み、来訪者が安心して滞在できるまちを実現していきたいと考えております。

○井谷課長 引き続きまして、私からは「3. 懸念事項と最小化への取組み」についてご説明いたします。

本編の36ページをご覧ください。まず、全体を通じた基本的な考え方ですが、世界の先進事例を進化させた総合的な懸念事項対策として、府市においてギャンブル等依存症の抑制を図るとともに、善良な治安・地域風俗環境を保持するため、必要な対策を講じ懸念事項を最小化するとして、その最小化に当たっては国の法令等による規制やＩＲ事業者に課すべき責務を基本としつつ、国・自治体・ＩＲ事業者が三位一体となって対策を講じ、地域においても適切な役割分担のもと緊密な連携を図りながら、海外の先進事例に学び、それをさらに進化させた万全の対策を実行していくこととしております。

次のページをご覧ください。まず、ギャンブル等依存症対策でありますけれども、一昨年の基本構想中間骨子作成時から、まず国の動きといたしまして、ギャンブル等依存症対策基本法が成立いたしました。基本法では国や地方公共団体の責務を定めるとともに、政府においてギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定し、都道府県において国の計画を基本とし、地域の実情に即した推進計画を策定することなどが規定されております。これは努力義務として定められておりますけれども、大阪府におきましては、4月に閣議決定予定の国の基本計画の内容を踏まえて策定してまいりたいと考えているところであります。

次のページに、ＩＲ整備法における依存症対策を整理しております。重層的に多段階的に取り組むとの基本的な考え方のもと、カジノエリアの限定や入場回数制限、厳格な本人確認、事業者への様々な義務付けなどが規定されております。

次のページでは、政府の具体的な取り組みといたしまして依存症の実態調査の結果や、次のページには、依存症対策の強化といたしまして関係閣僚会議で取りまとめられた公営ギャンブルやパチンコ等での取り組み、次のページには、医療・回復支援、学校教育などの取り組みの強化を記載した内容となっております。また、下段ですけれども、昨年10月

には、基本法に基づきまして内閣官房長官を本部長とするギャンブル等依存症対策推進本部が設置されているところであります。

次に、42ページです。府市の基本的な考え方でありますけれども、まず、国・自治体（府市、関係機関）・IR事業者の適切な役割分担のもと、施策を実施していくこととして主な役割を整理しております。依存症対策の基本的な考え方といたしまして、府市では依存症対策のトップランナーをめざし、発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策について、世界の先進事例に加え、大阪独自の対策をミックスした総合的かつシームレスな取り組みを構築し、国の基本計画を踏まえ策定する推進計画及びIR整備法の規定により作成する区域整備計画に基づき対策を着実に実施し、IR実現を契機にカジノにとどまらず他のギャンブル等に起因する依存症を含め有効な対策を講じていくこととしております。また、下段ですけれども、昨年5月に設置し、井上委員に研究総括にご就任いただいておりますギャンブル等依存症対策研究会を運営してまいりました。そこでは、実態把握に向けた調査、大阪のあるべき対策、先進的な依存症対策、この3つをテーマに調査・研究を進め、基本構想（案）におきましては、研究会での議論を踏まえ、次に説明いたします府市の想定される取り組みや事業者に求める対策を整理したところであります。なお、研究会につきましては、引き続き、ICT技術を活用した依存症対策や有用な実態把握についての調査・研究を深め、今後策定する実施方針や区域整備計画にもその議論を反映させてまいりたいと考えているところであります。

次のページをご覧ください。依存症対策基本法の施策体系に基づく項目ごとに、課題、現在の府市・関係機関での取り組み、今後想定される取り組み案として整理しております。1の教育の振興では、現在の取り組みで高校3年生に向けた予防リーフレットの配布や高校生向けモデル事業を実施しておりますけれども、今後想定される取り組みでは教員への地域啓発や指導事例の紹介などを行って、より教育啓発活動を拡充していくとしております。また、3の医療提供体制の整備では、現在、大阪精神医療センターにおいて専門治療プログラムGAMPを施行実施しておりますけれども、今後の想定される取り組みでは、そのエビデンスを確立し、標準化・普及・拡充していくこととし、また治療拠点である大阪精神医療センターの診療機能の充実などを図っていくこととしております。また、4の相談支援等では、現在、精神保健福祉センターで専門相談を実施しているところでありますけれども、多様な悩みを抱える相談者により適切に対応できるよう、総合的な相談支援機能の強化を図っていくこととしております。

次のページをご覧ください。7の連携協力体制の整備におきましては、現在、大阪アディクションセンターによる支援機関の連携体制の構築を図っているところでありますけれども、今後想定される取り組みでは、3つ目の項目にありますけれども、責任あるゲーミングの観点から、公民連携パートナーシップ体制の構築のためIR事業者も参画する協議体を設置することとしております。また、9の調査研究の推進では、今後想定される取り組みとして、依存症研究の先進地を目指し、学術機関等で構成するネットワークの構築やカジノエリアでの行動情報からの問題行動の早期発見につなげる先進的な研究の推進を掲げているところであります。

次のページをご覧ください。ここではIR整備法が求める対策に加えて、府市独自にIR事業者に求める対策を掲げています。これも海外事例を参考に研究会での議論を踏まえ整理したものであります。例えば、予防等に資する事業の実施というところでは、ICT技術を活用した行動追跡による注意喚起や警告などの依存防止措置、また、本人の申告によりカジノでの賭け金額、滞在時間の上限が設定できる仕組みの構築などを求めていきます。また、相談支援では、IR整備法では相談体制整備が義務付けられておりますけれども、さらに利用者の利便性を考慮し、府市としては24時間利用可能な体制の整備を求めていきたいと考えているところであります。

次のページは、これまで参考にしてきた海外の事例を記載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

次のページ、ご覧いただけますでしょうか。次のページからは治安・地域風俗環境対策であります。まず、国の動きとしまして、IR整備法において治安・地域風俗環境対策として規制されている一覧を49ページとして整理しておりますが、詳細の説明は割愛させていただきます。

51ページをご覧いただけますでしょうか。府市の基本的な考え方でありますけれども、まず、国、府市・府警、IR事業者の役割を整理し、そのうえで、右側の基本的な考え方といたしまして、IR事業者、警察、自治体は相互に緊密な連携を図りつつ、各々がその役割を果たすことにより、良好な治安の確保及び善良な地域風俗環境を保持するための万全の取り組みを実施していくこととし、府市においては、警察官の増員や夢洲における警察署等警察施設の設置など、警察力の強化を図るとともに、地域防犯を推進し、さらにIR事業者において自主的かつ万全の防犯・警備対策を講じさせるための枠組みを構築するとしているところであります。

次のページが今後想定される取り組みでありますけれども、府警とも連携し、ＩＲ整備法の内容を踏まえ整理したものであります。課題ごとに、府市、府警、ＩＲ事業者ごとの想定される取り組みを記載しております。総論におきましては、大阪府の取り組みとして夢洲における警察署等の設置を掲げ、治安確保のための厳正な取り締まりや善良な風俗環境の保持のための行政的措置、取り締まりを推進していくこととしております。また、ＩＲ事業者には、総論で全体を通じて自主的な防犯体制や自主警備の徹底を求め、自治体、警察との情報共有、警察への協力を基本とするということを求めていきます。記載している課題ごとに府市、府警で取り組みを推進し、また、ＩＲ事業者に対しては、ＩＲ整備法に規定するマネーロンダリング対策や暴力団の反社会勢力排除などに加えて、犯罪防止のため民間警備員の配置や高性能防犯カメラの設置など、より万全な対策を求めていきます。府市・府警・ＩＲ事業者の緊密な連携のもと、良好な治安、善良な地域風俗環境の保持のため着実に取り組みを進めていきたいと考えているところであります。

私からの説明は以上でございます。

○那須参事 それでは、続きましてＩＲ立地による効果でございますが、もう一度、資料1の概要版の2ページ目、右上をご覧いただきたいと思います。ここから概要版に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、右上のＩＲ立地による効果でございますが、まず観光振興・地域経済振興・公益還元といったしまして、世界最高水準の成長型ＩＲの立地によりまして、ビジネス客やファミリー層、訪日外国人の増加に加え、国際会議や大規模展示会の増加などの効果が生まれると考えております。それに伴い、新たな需要の増加による経済波及効果や雇用創出効果、様々な産業への波及効果が期待されるところであり、ひいては都市の魅力向上や国際競争力の向上につながるものと考えております。経済波及効果につきましては、建設時には1兆2,400億円、運営時には年間7,600億円、また、雇用創出効果につきましては、建設時には7.5万人、運営時には年間8.8万人と試算しております。大阪へのＩＲの立地により、開業初年度までの合計で2兆円、以降毎年7,600億円の経済波及効果が生まれると試算しているところでございます。

次に、左下の地域の振興・発展では、ベイエリアの開発の活性化など新たにぎわいの創出や、雇用機会の増大や質の高い仕事の創出などによる雇用の拡大、ビジネスチャンスの拡大や地元企業を中心とした大きな経済波及効果の創出などによる地域経済の振興、地域振興などに向けたＩＲ事業者による地域への貢献などが期待されるところです。

またその下の、関西・西日本をはじめ、日本各地への波及効果では、大阪府内はもとより、関西・西日本、日本各地への集客効果の波及、多彩な交通アクセスの誘発などによる充実した交通ネットワークの形成といった効果が期待されるところでございます。

次に、その右側の納付金・入場料等の活用でございますが、府市における納付金・入場料の収入見込みとして700億円を試算しております。これらの収入につきましては、住民福祉の増進や持続的な成長に向けて広く活用していきたいと考えており、その活用事例といたしましては、子育てや教育、福祉、観光振興、文化芸術・スポーツの振興、懸念事項対策、地域経済振興などを想定しているところでございます。

次に、その下の地域の合意形成に向けた理解促進では、基本的な考え方にはありますように、府民・市民全体はもちろんのこと、地元企業、次代の担い手たる大学生など、それぞれの属性に応じた適切な情報発信に取り組むとともに、IRの基本的な事項から事業者の公募選定や区域整備計画案の策定に向けた内容など、ステージに応じた説明を行っていきたいと考えております。引き続き府市の考えるIRについての正しい情報発信に努め、理解促進を図つてまいります。

最後にスケジュールでございますが、国の動きが未確定なため変動の可能性はございますが、今後、国で基本方針が策定された後、府市において実施方針の策定や事業者の公募選定、区域整備計画の作成などの手続きを経て、万博前の2024年度の開業をめざしていきたいと考えております。

ただいま長時間にわたりご説明いたしました大阪IR基本構想（案）につきましては、本案をもって本日11時から副首都推進本部会議で知事・市長へ説明を行う予定としております。また、今後は、本日の会議で皆さまから頂戴いたしますご意見や議会での議論、パブリックコメントなども踏まえながら、今後、大阪IR基本構想として取りまとめていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○溝畠座長 ありがとうございました。

ただいま、事務局より、これまでのIR推進会議の議論を踏まえたうえで、大阪IR基本構想（案）の説明をいただきました。この構想（案）全体を見たうえでのご意見、ご感想などをお願いしたいと思います。

○宮城委員 最初に質問をしてもいいですか。

○溝畠座長 はい、どうぞ。宮城委員、お願いします。

○宮城委員 意見を言う前に少し質問ですけれども、資料1の大坂ＩＲの想定事業モデルに敷地面積60ヘクタール、それから投資規模9,300億円とありますが、これは要するにカジノ施設は1つという前提で考えられているのでしょうかというのが、質問の1つです。

それから、おそらく基金を作ることになると思うのですが、その基金の使い道については、どのように記載されているのかというのが、これは本当に今説明を聞いていての疑問点です。

これらは意見ではありませんので、後ほど意見は別途言わせていただきます。

○那須参事 まず、質問の1つ目でございますが、カジノは1区域に1つということですのと、その前提のもとでこれはつくっておりまます。

基金の使い道等につきましては、納付金・入場料等の使途ということで、本編の方では61ページに記載しているところですけれども、具体的にそれをどういった形で使っていくのかにつきましては、基金をつくるのかを含めて、今後また具体的に検討していきたいと考えているところでございます。

○溝畠座長 それでは、お時間等の関係もございますので、委員それぞれから質問、意見をいただければと思います。

それでは順番に、まずは廣瀬委員からお願いします。

○廣瀬委員 本当に細かいところまでたくさん書き込まれていて、よくこれだけまとめられたなというのが印象でございます。先週、我々も提言を出させていただいているのですけれども、大きな流れは踏まえていただいており御礼申し上げます。

概ね了承するというところではありますけれども、細かいところで、魂は細部に宿るといわれますので、一度少し時間を設けて、当会にＩＲ関係の委員会がありますので、ぜひ意見交換をさせていただければうれしいと思っています。

ざっくり申し上げれば、大阪のさらなる成長のためにと最初に書かれている基本コンセプトの前のところですけれども、成長産業への注力と書かれていて、それが観光分野ということだけだとちょっと弱いかなと思っています。政府の目標は、観光全体で15兆円をめざすということですけれども、600兆円の日本のＧＤＰからするとたったの2.5%なので、これだけで成長できるわけではありません。下に書かれているＩＲのめざす姿の中で、成長型ＩＲとありますが、こここのところをどう成長させていくかということが重要なとまずは思っております。経済波及効果は年間7,600億円とありますけれども、もう少し広がりを持たせないといけないので、その辺の工夫についていろいろとご議論できればうれしいなと思っています。

その中で、例えばですけれども、この本編の中で申しますと29ページ、ここのことではオンリーワンのエンターテインメント拠点、リゾート空間の創出とありますと、2つ絵がありますが、上は残念ながらオンリーワンではなくて世界のものを持ってくるという話かなと思います。下は、ここがオンリーワンを目指しているのだと思いますけれども、中身はコンセプトを変えなければ、マリーナバイ・サンズでやっているのにはほぼ近いかなという感じもありますと、この中にどう関西らしさ、大阪らしさを持ってくるのかというところが、1つポイントになるかなと思います。

それと、32ページですけれども、スマートなまちづくりとありますが、スマートは2025年頃だと、もうデ・ファクトになっていると思うので、この辺をどう盛り上げていくかということが重要です。下の方の人への効果、ここでどう成長産業と結びつけていくのかや、懸念事項の対策のところもデータ利活用とどう結びつけていくのかというテーマがあろうかと思います。

細々言いますと、多分時間が押していますので、このあたりにさせていただきますけれども、そういったあたりについて、少し協議するところを設けていただければうれしいと思っています。

それと、スケジュールについては、万博前と明記していただいたのは、非常にいいことだと思っておりまして、これができるとできないとでは全然効果が変わってくるし、おそらく様相も変わってくるので、ぜひこれは万博前開業を目指して頑張っていただきたいと思います。

以上でございます。

○溝畠座長 廣瀬委員、ありがとうございました。

それでは、宮城委員、今度は意見を含めてお願ひいたします。

○宮城委員 大阪商工会議所では、ギャンブル等依存症や治安・地域風俗環境等の社会的懸念に万全の対策を図ることを大前提にしたうえで、国際競争力を有して持続的に成長し、そして地元経済に貢献するIRを実現して欲しいと意見を申し上げてまいりました。

今回、大阪IR基本構想（案）を拝見して、基本コンセプトで世界最高水準の成長型のIRということが盛り込まれておりますし、今の説明の中でも、今回、この会議でギャンブル依存症の話も含めいろいろとお話をしてきた中身が、先ほど廣瀬委員も言われましたけれども、細かいところでもキーワードをきちんと拾ってもらっていますので、非常に評価をしております。

そのうえで、1つは先ほど言った3つのうちの1つの地域経済に貢献するIRのところで、基本構想のところに書いてあります行政・地域・IR事業者による協議体の設置の中で、経済界もこの中の構成メンバーに入ると書いてありますので、私どもとしても貢献をしていきたいと思っております。

それから、ギャンブル依存症のところでは、私は、大阪モデルを非常に高く評価をしておりまして、井上委員のご提言も受けてつくり上げたコンセプトだと思っていますが、もう少し絵などがあって、市民にも分かりやすい表現になっているといいと思います。シームレスで総合的な対策や、予防、相談から社会復帰まで含めた、非常にいい対策だと思っていますので、そういうところがしっかりともう少し分かりやすい資料になっているとありがたいと思いました。

一番最初に議論した夢洲に警察署はつくってもらえるのですかという話も、警察署もつくってという、IR事業者任せで治安対策ができているわけではないというところがしっかり盛り込まれているのは、この推進会議での細かい議論も踏まえていただいた構想だと思っています。

MICEがメインということは、皆さまの総意と思っていますが、エンターテインメントの世界では、私どもではとりわけ食を強調したいと思います。関西・大阪らしさ、あるいは日本のすばらしさなど、食はあらゆることに通じると思っております。送り出し機能のところでは、西日本まで書いていただいて、文章中には瀬戸内海も入っていますので、夢洲のロケーションを考えると、海上交通の重要性ということも踏まえておられるのかなと思っています。

私どもも、先ほど基金の質問をしましたけれども、納付金、入場料の活用に関する基金の使い方については、IRの持つ先端技術、先端産業に対する経済波及効果をもっと地域経済に貢献できるように、かつその地域経済が逆に今度はIRのいろいろなことに好循環をもたらすような基金の使い方という考え方を持っています。それを我々はイノベーション基金と言っておりますけれども、ここに書いてあることの具体的な落とし込みがまた重要なかなと思っていますので、私どもも引き続き意見交換をさせていただければと思っています。

スケジュールについては、廣瀬委員が言ったとおり、きちんと万博の前での早期実施が大切だと思っていますので、これをどのように実現していくかということは、大きな問題ではなくて課題だと思っていますので、ぜひとも実現方をお願いしたいと思っています。

以上でございます。

○溝畠座長 ありがとうございました。それでは、関委員からお願ひいたします。

○関委員 ありがとうございます。大変よくまとまっている内容だと思いました。

まず、懸念される課題への取り組みにつきましては、これまで私もも常にその重要性については申し上げてきたところですけれども、今回、特に海外での取り組みにもよく目配りをしていただいて取り組み方針を出しておられるというところは大変心強いと思います。もちろん海外の取り組みの方が進んでいるのでしょうかけれども、別にそれに追いつくというよりは、それも参考としながら、世界で一番いいものをつくっていくというような気持ちでやっていただけだと期待しております。

あと、これまで申し上げてきた、これは大阪だけではなくて関西、しいていえばさらに西日本ですけれども、そういう広域の視点もよく盛り込まれておりますので、そこも引き続きぜひよろしくお願ひしたいと思います。MICEの誘致については、どうしても地域間競争というところもあるかもしれません、IRを起点とした波及効果という意味では、あるいはそこからの発信内容というところについては、関西、さらには西日本という広域の視点をぜひこれからもお願ひしたいと思います。

それから、これは質問というか、もう少しこういう点に目配りしていただいたらどうかと申し上げたいのは、周辺地域、いわゆるベイエリアの中での連携というところでございます。夢洲について、開発ビジョン、構想をこれからまとめられると思います。まちづくりビジョンですね。2期、3期と広がっていくわけですし、また隣には舞洲というスポーツ施設が集積している地域もございます。そういう夢洲の中でのこれから後に続く開発計画との連携、それから舞洲との連携、こういうベイエリアの中での連携という視点をもう少し盛り込んでいただければどうかと思いました。そういう意味では、インテックスとこここの展示機能との関係ということは、どうしても検討が必要になると思います。それからアリーナを盛り込まれておりますが、これを開発条件にされるかどうかは分かりませんけれども、アリーナをここに持ってくるということは、当然スポーツという視点もここに入ってくるということで、私はそれは大変いいことだと思いますが、それであればやはり舞洲との関係が出てきます。

それから先ほど、スマートという要素を触れられましたけれども、それは夢洲の中について見ても、2期、3期の開発計画とも絡んでくるところです。ですので、一言で言うと、エリアマネジメントという言葉がふさわしいかどうかは分かりませんが、そういうベイエリアの中でのエリア開発やエリアマネジメントについて、IR事業者とぜひ、よく連携を取り合っていただくという視点が非常に重要だと思います。IRがこのベイエリアの中で出島みた

いになってはいけませんので、その周辺のエリアとの連携を心がけていただき、そこを十分重視していただくという点は非常に重要ではないかと思いますので、ぜひお願ひします。

以上でございます。

○溝畠座長 ありがとうございました。それでは、樋口委員、お願ひいたします。

○樋口委員 私も、この基本構想ですけれども、大変よくできているという認識を持っております。

ただ、ギャンブル依存症対策については結構まとまっていますが、もう一つの治安・地域風俗環境対策につきましては、よくまとめられていますけれども、資料を見ると平仄が随分合っていないと思います。例えば、ギャンブル依存症対策については、45ページに施策項目、細目、課題という形で、それぞれの項目について非常に落とし込んだ形で課題が示されています。一方で、治安対策については、本来は施策項目であるものが課題として出てきており、役割分担という形で、大阪府・大阪市・大阪府警・IR事業者と、違った角度で分析されていますけれども、治安・地域風俗環境対策の方はギャンブル依存症に比べて、一言で言うと非常にざっくりしています。例えば、53ページの課題と想定される取り組みの4の犯罪抑止対策について、ここが細目になるのかもしれませんけれども、大阪府・大阪市はサイバーセキュリティー対策の強化、大阪府警はサイバーセキュリティー対策の推進となっていますが、強化と推進はどこか違うのかということが、申し訳ありませんが、私にはイメージできません。そういう意味で、それぞれ強化するために何をするのか、推進するという形の具体的なものが何なのか、そういったものをできるだけ明確化していただき、そのうえで、何が課題なのかということを示していただければと思います。

いずれにしましても、非常によくできているものでありますけれども、府市はもとより警察も前面に出ていますが、消防、あるいは教育庁といった関係行政機関それぞれの役割という形で再認識していただき、それだけでなくて民間の方々の協力も得たうえで、ギャンブル等依存症対策研究会に似たような形で、何かタスクフォースなり、あるいは分科会的なチーム編成をしていただいて、先ほど言いました細目、課題というものをできるだけ明らかにしていただき、実現化していただければありがたいと思っています。適切な役割分担が必要というお話がありましたけれども、適切な役割分担のもとに、やはり協調して、それぞれの各行政機関、あるいは民間の方々のそれぞれの経験・知見、そういったものを総合して治安対策等についてもできるだけ明確化したものを、事業者の分担もありますので、事業者が決定しないとなかなか難しいのかもしれません、できるだけやっていただければと思っており

ます。

特に、今年はG20があり、あるいは、警察は選挙が公正に行われるために選挙違反の取り締まりを行っており、今年は統一地方選挙、参議院議員選挙等がありますので、警察としては非常に忙しい1年だと思います。しかし、できれば、大阪府・大阪市の方々がここで事務局として説明されているのと同じように、いつの時期かには、大阪府警察の担当者の方々から、これだけ充実した項目を出していただいているので、直接説明をしていただく機会を見たいと期待しております。

以上です。

○溝畠座長 ありがとうございました。それでは、井上委員から、ギャンブル依存症について意見もございましたけれども、それを踏まえましてご意見等お願いしたいと思います。

○井上委員 ギャンブル等依存症対策研究会の研究総括としてお話しさせていただきます。まず、我々の活動に対して、様々な委員から高くご評価いただきまして、本当にありがとうございます。今回の基本構想（案）には、研究会での議論をかなり反映していただいておりまして、感謝申し上げます。

改めて3点ほど強調させていただきますと、まず、相談支援につきましては、依存症の方の問題はすごく多岐にわたりますので、できれば総合調整機能を持ったワンストップ窓口みたいなものを整備すべきであるという話になっております。理想的には、医師、保健師、心理職、それに司法書士や弁護士など多様な職種の方がおられて、そこに駆け込めば柔軟な機能を持ち対応していただける、そういう窓口をぜひつくっていく方向でお願いしたいと思っております。

2点目としましては、海外の先進事例について、詳しい専門家にもお話を聞きました。責任あるゲーミング、レスポンシブルゲーミングの観点からは、事業者も参画するような協議体を設けて、行政と事業者が同じテーブルで議論して問題・課題解決をしていく、そういうものが効果的な依存症対策になっているという事例をご報告いただきましたので、大阪でも協議体の設置などが、有効な手法となるのではないかと考えております。

3点目としましては、最新の技術や施設・設備などを導入したIRを整備するということですけれども、本当に最近の技術の進展はすごく早いので、そのような進展も見据えたうえで、最先端のIT技術を充分に生かした依存症対策やその研究を進めが必要だと思っております。特に、カジノエリア内の行動情報を分析しますと、依存症予防に有効な予測モデルの研究開発が行われるのではないかと思っております。

例として3点挙げましたけれども、このたびの基本構想（案）には、本当に多くの視点を反映していただいておりますので、大阪が依存症対策のトップランナーとしてふさわしい対策を構築していただくよう期待しています。

あと、少し別件になりますけれども、先ほど廣瀬委員から、成長産業のお話がありました
が、産業の育成は個人的にもすごく大事だと思っています。IRの次の年に開かれる万博の
テーマが、いのち輝く・・・ということもありますので、やはり大阪においては、医療・福
祉に関する何らかの産業育成もご検討いただきたいと思います。特に大阪は実は単身の高齢
者が多い地域でして、いわゆる認知症を含めた高齢者施策においては日本全国、場合によっ
ては世界のモデルになる可能性もありますので、そういうことも含めて、IRの中に高齢者
とともに発展していくような内容についても何かご検討いただければと、先ほどのお話を聞
いて考えたところです。

以上です。ありがとうございます。

○溝畠座長 それでは、もうほとんど委員の皆さまからお話がございましたので、私からは
それらに追加してお話させていただきます。

皆さまの共通認識として、このプロジェクトの目的は、世界から質の高い人・物・金・情
報を呼び込む国際競争力の高い関西・大阪を実現していくことが大きいテーマである
と思います。全ての分野に世界最高水準という目標が設けられており、大阪が世界の高みを
めざすことが、G20、オリンピック・パラリンピック、万博を見据えた大阪府市の強い決
意のあらわれだと思っております。

また、先ほど関委員からありました、エリアマネジメント的な感覚、発想でございますけ
れども、大阪のベイエリアが、おそらくこれから10年後、20年後、アジアの大きなゲート
ウェイになるのではないか、それに向けての起爆剤がIRであるし、そしてまた、万博がそ
のステップになるのではないかと思っています。

次に、成長型産業としての観光の位置付けであります、観光によりいろいろな産業を育
成し、さらに波及させることは、私がおります大阪観光局の一つの大きなミッションかと思
っておりますので、皆さんと一緒に推進していきたいと思っています。

また、IRがオープン予定の2024年度まで、あと残された5年の間に、人材育成、世界
最高水準、オンリーワンのソフト、コンテンツなどを、計画的かつスピーディーにつくり上
げていかなければならぬことを改めて強く認識しました。この基本構想をつくっていただいた
皆さまの努力、協力に感謝申し上げますとともに、これからこれをより具体化するため

に、皆さまと一緒に頑張っていきたいと思っています。

それでは、時間が近づいてまいりましたので、これからは事務局の方から一言お願ひをしたいと思います。

○坂本局長 大変様々な観点から貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

宮城委員から、納付金の活用についてご指摘をいただきました。まさに私どもも、今回のIRによる効果でも記載しておりますように、住民福祉の増進、それから持続的な成長に幅広く活用していきたいと考えております。その分を次の成長の分野にも投資することによって、いい好循環を生み出し、更なる持続的な成長につながっていくということをめざしていきたいと思っております。

それと、廣瀬委員、宮城委員から、スケジュールのこともお話しいただきました。ここに記載がございますように、IR整備法成立後、現在のところ、国の動きがまだ未確定ということでございます。私どもとしては、さまざまな制度設計ができるだけ早期にしていただくよう、引き続き国に要望しております。そういうことで、未確定の状況ではありますけれども、万博前の開業をめざして取り組んでいきたいと思っております。

それと、関委員から、ベイエリアとの連携ということでご指摘をいただきました。まさに私どもも、今回の1番目の現状と取り組みの方向性でも記載をしておりますけれども、ポテンシャルの高い夢洲におけるIR誘致を出発点として、ベイエリアをいかに活性化していくのかという視点を大切にしながら、今後取り組みを深めていきたいと思っております。

それから、樋口委員から、治安の関係でもいろいろとご指摘をいただきました。この間も、大阪府警とは緊密に連携をとりながら取り組みを進めてきておりますけれども、今回の取りまとめでは、大阪府市、それから大阪府警、IR事業者と、この3つの切り口で整理をさせていただいたので、こういう形になってございます。引き続き、対策の実現に向けては、3者で緊密な連携をめざして議論を深めていきたいと思っております。

また、井上委員から、研究会では大変ご尽力いただいておりますけれども、依存症の関係で、ICT、AI等を使った行動情報を分析していくということがございました。引き続き、依存症対策研究会で議論を深めて、実現に向けて取り組んでいければと思っております。よろしくお願ひいたします。

○溝畠座長 ありがとうございました。委員からご意見、そしてまた事務局から質問等に対する答えがございました。

最後に、事務局より一言、もう一回締めをお願いしたいと思います。

○坂本局長 委員の皆さんには、会議にご出席をいただきまして、また貴重なご意見を賜りまして、本当にありがとうございました。

先ほど事務局からも説明がありましたけれども、国においては、ようやくといいますか、中核施設要件を定める政令について、この2月1日からパブリックコメントがスタートしたところで、ようやく制度設計に向けた動きが今出つつある状況でございます。

こういう状況を受けまして、大阪府市といたしましても、今回、この間の会議で委員の皆さんからいただいたご意見を踏まえながら、大阪ＩＲ基本構想（案）を取りまとめたところでございまして、本日、副首都推進本部会議で説明の運びとしてまいりたいと思っております。

今後につきましては、本日委員の皆さんからいただきましたご意見、また今後の国の動向、あるいは今後府市の両議会での議論、こういうことを踏まえながら、大阪ＩＲ基本構想として確定してまいりたいと考えています。その後、ＩＲ整備法に基づく手続きとして、実施方針の策定、それからＩＲ事業者の選定、区域認定申請へと準備を進め、大阪ＩＲ実現に向けて引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えています。

委員の皆さんには、引き続きご意見、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、まとめてさせていただきます。本当にありがとうございました。

○那須参事 溝畑座長及び委員の皆さんにおかれましては、議事進行と活発なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして第10回ＩＲ推進会議を閉会いたします。ありがとうございました。

閉　会